



ギャンブル等への  
のめり込みによる借金の場合、  
**安易な肩代わりは  
やめましょう。**

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまうたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

### お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは依存症対策全国センター（NCASA）のホームページをご覧ください。

依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>

- GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】

**046-240-7279**

- （公社）ギャンブル依存症問題を考える会

**03-3555-1725**

- ギャマノン【家族・友人】

**03-6659-4879**

- （NPO）全国ギャンブル依存症家族の会

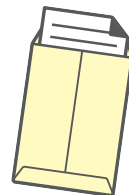
**090-6737-8665**

- GAFA（ギャンプリング・ファミリーズ・アノニマス）【家族・友人】

**050-1726-8070**

### 貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。



※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（株）日本信用情報機構（JICC）、（株）シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センターに、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。

### お問い合わせ先

日本貸金業協会  
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル **0570-051-051**

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル **0120-540-558**

TEL（携帯電話から） **03-3214-5020**



全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



古紙パルプ配合率60%再生紙を使用

# 家計相談

のお悩み  
してみませんか？

ギャンブル  
依存

肩代わり

借金

債務

ヤミ金融

ローン



借入れ・ローンの返済などにお困りの方は  
こちらのリーフレットをご覧ください。

**金融庁**  
Financial Services Agency



多重債務問題で困っても、  
ヤミ金融には絶対に  
手をださないで。

正規の貸金業者とは、国（財務局）・都道府県で  
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、給与ファクタリング、  
後払い（ツケ払い）現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付  
けや、個人情報悪用の犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性  
があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。  
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を確認し、  
被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



[https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/  
dark\\_finance.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php)



ヤミ金融から連絡があっても、  
毅然とした態度で、  
無視しましょう。

※連絡を取ることがあなたの情報を  
与えることになります。



もし被害にあったら一人で悩まず、  
まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、

日本貸金業協会

都道府県庁の相談窓口

消費生活センター

警察

などにすぐ連絡してください。

金融庁のホームページでも多重債務問題について  
掲載しています。

金融庁 多重債務



<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/>



## 多重債務に関するお問い合わせ先

消 …… 一般消費者からの相談を受け付けている相談窓口

事 …… 事業者からの相談を受け付けている相談窓口

消 九州財務局 大分財務事務所

9:00～12:00、13:00～17:00  
(月～金曜日)  
※祝日等を除く

097-532-7188

消 大分県消費生活センター  
(大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス))

9:00～17:30  
(月～金曜日)  
※祝日等を除く

097-534-0999

消 消費者ホットライン

※お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の  
消費生活相談窓口をご案内します。

188

消 法テラス・サポートダイヤル

9:00～21:00 (月～金曜日)、  
9:00～17:00 (土曜日)  
※祝日・年末年始を除く

0570-078374

消 (公財) 日本クレジットカウンセリング協会  
(多重債務ほっとライン)

10:00～12:40、14:00～16:40  
(月～金曜日)  
※12月28日～1月4日及び祝日等を除く

0570-031640

消 大分県弁護士会 法律相談センター

9:00～17:00  
(月～金曜日)  
※祝日等を除く  
※面談予約制

097-536-1458  
(予約用)

消 大分県司法書士総合・相続相談センター

9:00～17:00  
(月～金曜日)  
※祝日等を除く  
※常設相談日は毎週木曜日の13:00～16:00  
※面談予約制

097-533-4110  
(予約用)

事 大分県経営創造・金融課

9:00～17:00  
(月～金曜日)  
※祝日等を除く

097-506-3226

事 日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター  
(ひまわりほっとダイヤル)

10:00～12:00、13:00～16:00  
(月～金曜日)  
※祝日を除く

0570-001-240

※電話で受付、面談により相談。  
※地域により無料相談実施状況が異なりますので、  
お電話の際にご確認下さい。



## 法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テ  
ラス事務所では、収入や資産が一定基準以下であるなど  
の条件を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施  
しています。

## 司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務に  
ついて相談に応じることができます。認定司法書士は、個  
別の債権ごとの価額が140万円以下であれば、代理人とし  
て任意整理等の交渉をすることができます。